

周南市立(仮称)西部地区
学校給食センター整備運営事業

実施方針

平成 29 年 6 月 23 日

山口県周南市

目次

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 事業者の募集及び選定の手順.....	6
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 審査及び選定に関する事項	12
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
1 責任分担に関する基本的な考え方	13
2 予想されるリスクと責任分担.....	13
3 事業の実施状況の監視.....	13
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	14
1 立地条件.....	14
2 施設要件.....	14
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	16
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
4 金融機関と市の協議（直接協定）	17
5 その他	17
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 議会の議決.....	18
2 入札に伴う費用負担	18
3 実施方針に関する問合せ先	18

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設の管理者の名称

周南市長 木村 健一郎

(3) 本事業の目的

周南市（以下「市」という。）の徳山西学校給食センター及び新南陽学校給食センターは老朽化が進み、さらに「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や作業区域の区分等に対応するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められているところである。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を実現するため、市は、新たに（仮称）西部地区学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備する。

施設整備にあたっては、食の安全管理や衛生管理に特に留意するとともに、法に定める学校給食の目的に沿って、地場産物の活用や郷土食の提供などを通じて地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める給食の提供を目指す。また、献立作成にあたっては常に食品の組合せ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒の嗜好の偏りをなくすように配慮する。

なお、本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ねることとする。

これにより、長期にわたって安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な維持管理により、給食の質の確保と整備運営コストの縮減を図ることとする。

(4) 基本理念

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ア HACCPの概念を取り入れ、衛生管理の徹底を図ること。
- イ 食育の推進に寄与すること。
- ウ 多種多様な献立作成が可能となるよう、調理機能の充実に努めること。
- エ 食物アレルギーをもつ児童生徒への学校給食の提供に対応すること。
- オ 環境負荷の低減に配慮し、給食残渣等の減量化及び再資源化を図ること。
- カ ライフサイクルコストの低減を可能な限り追求すること。
- キ 災害時に、最低限の食料の炊き出し等を可能とすること。
- ク 民間事業者のノウハウを活かした効率的な設計・建設・維持管理・運営を行うこと。

(5) 事業の内容

① 施設の概要

- ア 事業用地 周南市福川南町 2573-36 地内
- イ 敷地面積 約 10,000 m²
- ウ 提供食数 1日あたり最大 4,000 食
- エ 対象学校

小学校	9 校
中学校	5 校

② 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営を行うBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

③ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月(2 年)
- イ 開業準備期間 平成 32 年 2～3 月
- ウ 維持管理・運営期間 平成 32 年 4 月～平成 47 年 3 月(15 年)

なお、事業終了後の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

④ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

- a 事前調査業務
- b 建築本体（建築本体、建築付帯設備等）に係る設計業務
- c 厨房設備に係る設計業務
- d 工事開始までに必要な関連諸手続き

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

- a 建設工事業務
- b 調理設備等の調達・設置業務

エ 各種備品調達等業務

- a 各種備品の調達・設置業務
- b 各種備品の台帳作成業務

オ 開業準備及び引渡業務

- a 開業準備業務
- b 引渡業務

カ 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 調理設備保守管理業務
- d 各種備品保守管理等業務
- e 外構等保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 長期修繕業務（大規模修繕は除く）

キ 運営業務

- a 献立作成支援業務
- b 検収補助業務
- c 調理等業務
- d 洗浄・残菜等減量化及び処理業務
- e 配送・回収業務
- f 衛生管理業務
- g 運営備品更新等業務
- h 食育支援業務

(参考)運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり

- ア 献立作成（提供食数の決定）
- イ 食材調達
- ウ 食材検収
- エ 給食費の徴収管理
- オ 食育業務、見学等の対応

⑤ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態（サービス購入型）の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。
- イ 市は、事業者が実施する施設の設計、建設への対価について、アに記す建設一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- ウ 市は、事業者が実施する施設の維持管理業務及び運営業務の対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。また、委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- エ 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等で提示する。

(6) 事業のスケジュール(予定)

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ① 落札者決定 | 平成 29 年 12 月 |
| ② 仮契約 | 平成 30 年 2 月 |
| ③ 事業契約の締結 | 平成 30 年 3 月 |
| ④ 施設の設計・建設 | 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月(2 年) |
| ⑤ 開業準備期間 | 平成 32 年 2～3 月 |
| ⑥ 施設の維持管理・運営 | 平成 32 年 4 月～平成 47 年 3 月(15 年) |

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、各種の法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。(PFI法第2条第2項)

(1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- ① 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務等が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② PFI事業として実施することの定性的評価
- ③ 事業者に移転するリスクの評価
- ④ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、市のホームページ等で速やかに公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
平成29年6月23日（金）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
平成29年6月28日（水）	実施方針等に関する説明会
平成29年7月5日（水）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
平成29年7月26日（水）	実施方針等に関する質問・意見の回答
平成29年7月31日（月）	特定事業の選定及び公表
平成29年8月7日（月）	入札公告及び入札説明書等の交付
平成29年8月10日（木）	入札説明書等に関する説明会
平成29年8月22日（火）	入札説明書等に関する第1回質問の受付
平成29年9月12日（火）	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成29年9月19日（火）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
平成29年9月29日（金）	参加資格審査結果の通知
平成29年10月5日（木）	入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成29年10月23日（月）	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成29年11月10日（金）	入札及び提案書類の受付
平成29年12月	落札者決定及び公表
平成30年2月	仮契約締結
平成30年3月	事業契約議決及び締結

(2) 応募手続き等

① 実施方針等に関する説明会（事業者向け）

事業者には本事業への参加を求めめるため、実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

- ・日 時 平成29年6月28日（水）14時～
- ・場 所 徳山保健センター 1階健診ホール
- ・申し込み方法 平成29年6月27日（火）12時までに、電子メールにより提出すること。（第1号様式）

※説明会で実施方針等の配布は行わないので各自持参すること。

② 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 平成 29 年 7 月 5 日（水）15 時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。（第 2～3 号様式）

③ 実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、平成 29 年 7 月 26 日（水）までに市のホームページにおいて公表する。

④ 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、P F I 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

⑤ 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、事業契約書（案）及び落札者決定基準（以下「入札説明書等」という。）を交付する。入札公告以降の予定は、随時ホームページに公表する。

⑥ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を開催する。

⑦ 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を受け付ける。

⑧ 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を、市のホームページにおいて公表する。

⑨ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

⑩ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

- ⑪ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答
参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は説明要求に対する回答を行う。
- ⑫ 入札説明書等に関する第2回質問の受付
入札説明書等の内容等に関する第2回質問を受け付ける。
- ⑬ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、市のホームページにおいて公表する。
- ⑭ 入札及び提案書類の受付
本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。
- ⑮ 落札者決定・公表及び事業契約締結
提出された提案書類について総合的に評価を行い、周南市立(仮称)西部地区学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経て落札者を決定する。落札者は、特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立し、市と仮契約を締結する。
市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとし、入札参加者グループの代表企業を定めること。また、設計企業、工事監理企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業については、一企業とすることも複数の企業とすることも可能とする。
- ア 本施設の設計業務を行う企業(以下「設計企業」という。)
- イ 本施設の工事監理業務を行う企業(以下「工事監理企業」という。)
- ウ 本施設の建設業務を行う企業(以下「建設企業」という。)
- エ 本施設の厨房設備等を設計・製作・設置業務を行う企業(以下「厨房設備企業」という。)
- オ 本施設の維持管理業務を行う企業(以下「維持管理企業」という。)
- カ 本施設の運営業務を行う企業(以下「運営企業」という。)

- ② 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを設立するものとする。入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を構成員、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を協力企業という。
- ③ 全ての構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ④ 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- ⑥ 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③ それぞれの業種において必要となる市の入札参加資格を有していること。

※平成28・29年度分の業務委託(測量・コンサル除く)、物品調達等の競争入札参加審査は、毎月受付しており、平成29年9月の参加表明にあたっては7月1日から10日までの間の届出が必要である(平成30・31年度分は11月中の届出が必要。)。なお、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託については、平成29・30年度分の申請は終了している。

(3) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

入札参加者の構成員及び協力企業は、業務別に次の参加資格要件を満たすものとする。

ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

① 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアとイの要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ HACCP 対応施設に対する相当の知識（※）を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP 対応施設（HACCP の認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了または運営した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

ウ 平成 14 年 4 月以降に延床面積 1,500 m²以上のドライシステムによる大量調理施設（※）の基本設計又は実施設設計の実績を有していること。

※大量調理施設とは、同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。以下同じ。

② 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアとイの要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

ウ 平成 14 年 4 月以降に延床面積 1,500 m²以上のドライシステムによる大量調理施設の実施設設計の実績を有していること。

③ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアとイの要件を満たすこと。

また、少なくとも 1 者は、周南市内に本店又は支店を有する者とする。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 建築一式工事において経営事項審査 800 点以上であること。

ウ 平成 14 年 4 月以降に延床面積 1,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。

④ 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアの要件

を満たすこと。

ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

イ HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

⑤ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

⑥ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者はアの要件を満たすこと。

ア HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

イ 4,000食以上のドライシステムによる学校給食施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(4) 構成員及び協力企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者。

② 市の指名停止措置を受けている者。

③ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。

⑤ 役員等及び下請け契約の相手方が暴力団員（周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年12月25日制定）別表各号に掲げる措置要件に該当する者をいう。）もしくは暴力団により事業活動を実質的に支配されているなど、暴力団員と関わりを有する者。

⑥ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。

※本事業の業務に関わっているものはパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所である。

⑦ 本事業の「PFI導入可能性調査」を担当した株式会社長大と関連がある者。

⑧ 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

⑨ 選定委員会の委員が属する組織、企業と関連がある者。

(5) **参加資格の確認及び失格要件**

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者又は入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前述3(1)④の規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員及び協力企業については、変更する場合がある。

4 審査及び選定に関する事項

(1) **選定委員会**

学識経験者等で構成する選定委員会が入札書類等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。選定委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

(2) **審査の手順及び方法**

① **参加資格審査**

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

② **入札書類審査**

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに点数化し、点数の合計が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

③ **審査事項**

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

④ **審査結果**

審査結果は公表する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別添資料4」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- (1) 建設予定地 周南市福川南町 2573-36 地内
- (2) 用途地域 市街化区域、準工業地域
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 10,000 m²
- (6) インフラとの接続

下記インフラとの接続を行うにあたり、各管理者の定める規則等に従い、事業者の負担で整備すること。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。

- ア 上水道
- イ 下水道
- ウ 電力
- エ 都市ガス
- オ 電話
- カ その他関連するインフラ

2 施設要件

(1) 基本的考え方

学校給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。また、食育とのかかわりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

詳細については「要求水準書」にて提示するが、献立方式については 1 献立で、中学は増量及び副菜の 1 品追加等とし、また、アレルギー等対応食数は 50 食程度を想定している。

(3) 施設規模

1 日当たり最大 4,000 食（試食会を含む。）が提供できる施設とする。なお、延床面積は、1,983 m²未満（※）とする。

※「延床面積の減少を伴う集約化」を行うため、徳山西学校給食センター（926 m²）と新南陽学校給食センター（1,057 m²）の延床面積合計 1,983 m²より減少させるもの。

(4) 施設機能

本施設に必要な施設内容は、以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等において要求する水準については「要求水準書」に示す。

区分		必要とする主な諸室	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業 区域	荷受室、検収室、冷蔵庫・冷凍庫、食品庫・調味料庫、各下処理室、割卵室、調味料計量室、米庫、洗米室、器具等洗浄室(1)、新油庫・廃油庫、可燃物庫・不燃物庫、洗浄室、残渣処理室、回収用風除室等
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、保冷库、アレルギー専用調理室、炊飯室、器具等洗浄室(2)、保管庫、配送用風除室等
		その他 区域	前室、調理員用更衣室、調理員用トイレ、調理員用休憩室、洗濯・乾燥室、運転手控室等
	事務 エリア	市職員 専用部分	市職員用事務室（給湯室、更衣室、書庫、倉庫を含む）、市職員用トイレ等
		事業者 専用部分	事業者用事務室給湯室、更衣室、書庫、倉庫を含む）、事業者用トイレ等
		共用部分	玄関ホール、見学者・外来者用トイレ、多目的トイレ、多目的室、廊下、倉庫、機械室等
付帯 エリア	付帯施設	食材搬入用プラットフォーム、配送車両用車庫、受変電設備、排水処理施設、受水槽、ゴミ置き場、駐車場、障がい者用駐車場、駐輪場・バイク置場、敷地内通路、門扉及び塀、植栽等	

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、山口地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することを想定している。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案及び事業契約の締結に関する議案を議会に提出する予定である。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 担当部署 | 周南市教育委員会教育部学校給食課 |
| (2) 住所 | 〒745-0004 山口県周南市毛利町2丁目2番地 |
| (3) 電話 | (0834) 22-8418 |
| (4) F A X | (0834) 21-2161 |
| (5) 電子メールアドレス | ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp |
| (6) ホームページアドレス | http://www.city.shunan.lg.jp/ |

別添資料 1 : 事業用地位置図



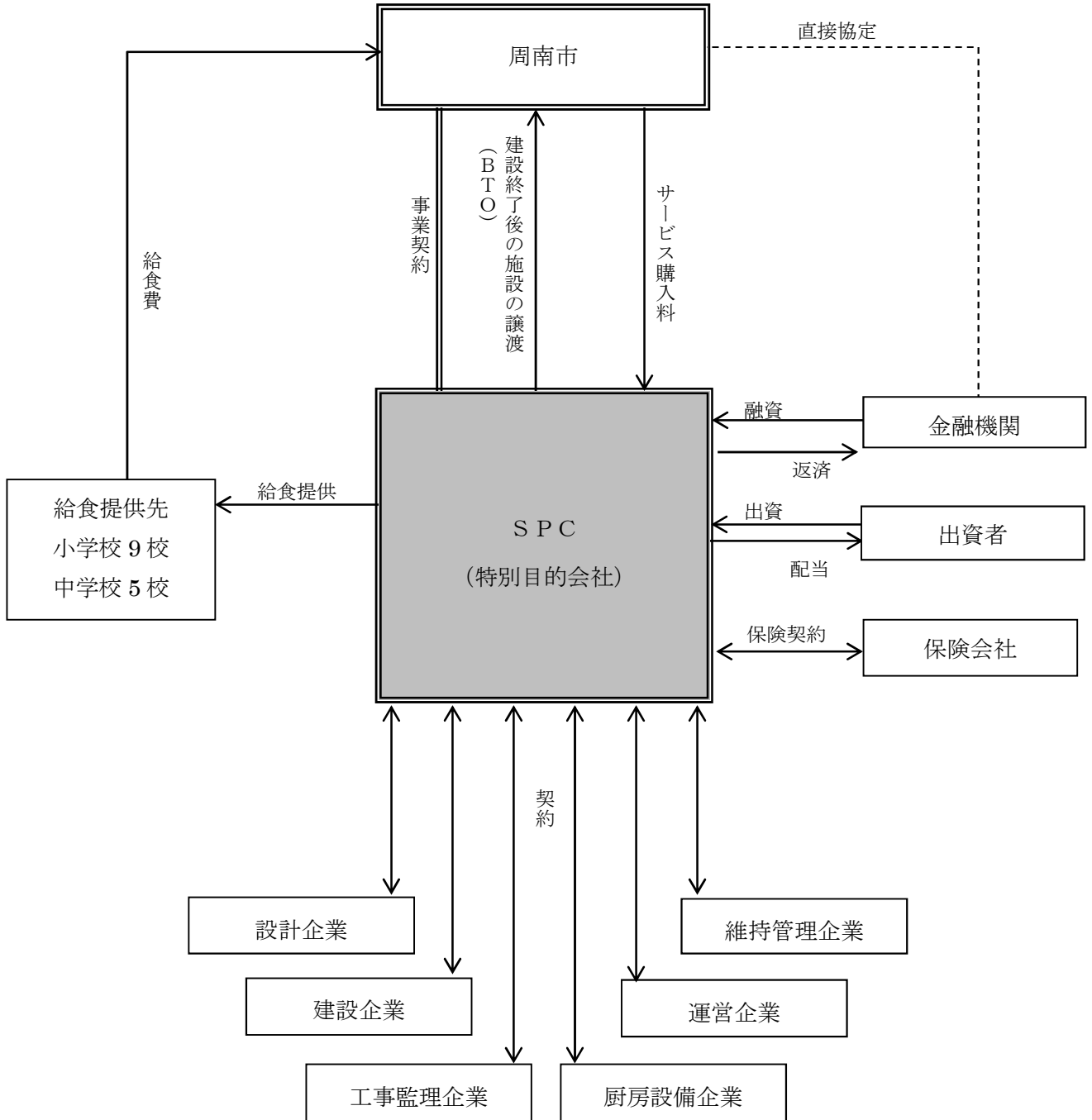
「国土地理院の電子地形図（タイル）にコメントを追記して掲載」

別添資料 2 : 事業用地図



別添資料 3 : 事業スキーム

B T O方式



別添資料4：リスク分担表

「○」主分担、「△」従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
共通	募集書類リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○
	許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可に関するもの		○
	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の変更に関するもの		○
	税制変更リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの		○
		上記以外の変更に関するもの	○	
	住民対応リスク	着工前の段階における施設、運営に対する住民の反対運動等が生じた場合	○	
		事業者による調査、設計、建設、運営に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
	環境リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	事業中止・延期・遅延リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	第三者賠償リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	金利変動リスク	提案時から金利基準日（竣工日）までの金利変動	○	
金利基準日（竣工日）以降に発生する利息にかかる金利変動			○	
物価変動リスク	施設供用前の物価変動	△	○	
	施設供用後の物価変動	○		
不可抗力リスク（※1）	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込みを超えるもの	○	△	
デフォルトリスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
	改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○	
	市の都合により本事業が継続されない場合	○		
用地確保リスク	事業期間中、市が事業用地を確保するリスク	○		
締結前	事業契約	応募費用リスク		○
	契約締結リスク（※2）	事業者と契約が締結できないリスク又は契約手続きに時間を要するリスク	○	○

「○」主分担、「△」従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
調査・設計・建設	用地の瑕疵リスク	市が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		○
		上記以外のもの	○	
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
		事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
遅延リスク	市の事由によるもの	○		
	事業者の事由によるもの		○	
施設性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○	
維持管理・運営段階	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	維持管理・運営の要求水準不適合施設	維持管理業務及び運営業務の要求水準不適合		○
	維持管理・運営費の変動リスク	市の事由によるもの	○	
		上記以外の事由による（物価変動を除く）によるもの		○
	光熱水費リスク	光熱水費の負担に関するもの（※3）	○	○
	施設損傷リスク	市の事由によるもの	○	
		業務に起因する損傷等、事業者の事由によるもの		○
		経年劣化によるもの		○
		第三者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	什器・備品管理リスク	市の業務に関する什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		事業者の維持管理・運営業務に関する備品等の破損・紛失・盗難		○
	什器・備品更新リスク	市の業務に関する什器・備品等の更新	○	
		事業者の維持管理・運営業務に関する什器・備品の更新		○
	需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		児童・生徒数の変動による需要の変動（※4）	△	○
		食べ残し等による残滓の変動（市の作成する献立による影響も含む。）（※4）	△	○
異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）	○		
	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○		
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○	
	調理、配送業務における異物混入等		○	
	配送後の異物混入等	○		

「○」主分担、「△」従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	民間
維持管理・運営段階	アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流出（※5）	○	○
		配送の遅延により給食の提供ができなかった場合		○
	食中毒リスク	検収時に起因する場合	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		調理、配送業務に起因する場合		○
事業終了時	移管手続きリスク	原状回復等の施設移管手続きに伴う諸費用の負担		○

※1 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

※2 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※3 単価の変動は市が負担、使用量については事業者が負担する。

※4 運営期間を通じて、一定の最低食数に係る委託料を保証する。

※5 帰責事由による。